

市立大洲病院 院内保育所運営委託業務に係るプロポーザル実施要領

1. プロポーザルの概要

(1) プロポーザルの名称

市立大洲病院 院内保育所運営委託業務プロポーザル

(2) 業務概要

【業務名】

市立大洲病院 院内保育所運営委託業務

【業務の内容】

当院における育休取得者等の職場復帰支援、夜勤勤務看護師の確保及び職員の離職防止を目的とした院内保育所運営業務。

(3) 委託期間

契約締結日 から 令和7年3月31日まで

※ただし、契約締結日から令和4年3月31日までは、当該業務受託の準備期間とし、引き継ぎを受けるとともに業務受託に向けた諸準備を行うこと（当該引き継ぎに係る費用は受託者負担とする）。

(4) 委託料

基本的には、管理費（人件費+その他運営管理費）とするが、詳細は別途協議事項とする。

(5) 業務場所

市立大洲病院（愛媛県大洲市西大洲甲 570 番地 地内）

(6) スケジュール

内 容	期間・期限等
(1) 公表及び資料配布開始	令和4年1月5日（水）
(2) 施設見学会	令和4年1月11日（火）
(3) 企画提案書の提出	令和4年1月6日（木）～令和4年1月25日（火）
(4) 質問受付	令和4年1月6日（木）～令和4年1月12日（水）
(5) 質問回答	令和4年1月18日（火）
(6) プレゼンテーション審査の実施	審査日については別途通知（2月上旬予定）
(7) 審査結果通知	審査終了後速やかに（2月中旬）

2. 本プロポーザルへの参加資格

次の（1）に該当する者で、（2）の条件を全て満たす者とする。

(1) 企画提案書の提出時点において、愛媛県内で認可保育所または院内保育所運営実績（受託運営を含む）を有する保育事業者

(2) ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

②大洲市及び大洲市病院事業管理者（以下「事業管理者」という。）からの

- 指名停止を現に受けている者でないこと。
- ③法人等設立して5年以上経過しており、保育所の良好な運営が3年以上あり、現在も継続していること。
 - ④法人税、消費税、地方消費税、法人県民税及び法人事業税の滞納がないこと。
 - ⑤会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - ⑥会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てがなされている者でないこと。
 - ⑦大洲市暴力団排除条例（平成23年大洲市条例第22号）に規定する暴力団員等でないこと及び暴力団員等との関係を有していない者であること。
 - ⑧大洲市又は大洲市病院事業管理者（以下「事業管理者」という。）から現に競争入札参加資格の認定を受けている者であること。

3. 施設見学会の実施について

- (1) 開催日時 令和4年1月11日（火）午前10時～午後0時
- (2) 申込受付期限 令和4年1月7日（金）午後5時まで
- (3) 参加人数 1事業者当たり3名以内とする。
- (4) 申込方法 下記担当部署へファックスまたはメールにより申込
市立大洲病院 管理部 事務課 庶務係
FAX 番号 (0893) 24-0036
E-mail oozubyouin@city.ozu.ehime.jp

4. 参加意向申出書及び企画提案書等の提出について

参加意向申出書及び企画提案書等の提出については、次のとおりとする。
なお、企画提案書等の内容等詳細については、「市立大洲病院 院内保育所運営委託業務企画提案書作成要領」及び「市立大洲病院 院内保育所運営委託業務運営経費見積書作成要領」に基づくものとする。

- (1) 提出書類 参加を希望する者は、次に掲げる書類（以下、「申込書類等」という。）を提出する。
 - ア 参加意向申出書（運営実績書を含む）
（1部／指定様式【様式1及び様式1-2】）
 - イ 法人概要書（8部／指定様式【様式2】）
 - ウ 委託料（運営費）見積書（1部）／任意様式
 - エ 企画提案書（8部／任意様式）
- (2) 受付期間 令和4年1月25日（火）午後5時まで
- (3) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで（土、日及び休日は除く。）
- (4) 提出場所 〒795-8501 愛媛県大洲市西大洲甲 570 番地
市立大洲病院 管理部 事務課 庶務係
- (5) 提出方法 申込書類等を提出場所に持参するか、書留郵便によることとする。郵送の場合は、受付期間中（最終日は午後5時まで）に必着とする。なお、郵便の事故等については申請者のリスク負担とする。
- (6) 費用負担 申請に関して必要な経費は、全て申請者負担とする。
- (7) 留意事項 ・申請書類の著作権は申請者に帰属する。ただし、委託先に選定された申請者の申請書類については、事業管理者が必要と認める場合には、その一部又は全部を無償で使用できることとする。

- ・申請を辞退する場合には、速やかに辞退届【様式3】を提出すること。
- ・提出された申請書類の内容の変更、差し替え及び再提出は認めない。
- ・提出された申請書類は、理由の如何に関わらず返却しない。
- ・本業務の申請のために得た情報について、申請者は第三者への公表等の他の目的に使用することはできない。ただし、公知となっている情報及び第三者から合法的に入手できる情報については、この限りではない。
- ・事業管理者が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることができる。
- ・提出期限、提出場所及び提出方法に適合しないもの、指定する様式等及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの、記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの並びに虚偽の内容が記載されているものは失格とする。

5. 質問の受付及び回答

実施要綱等についての質問を次のとおり受け付け、電子メール又はFAXにおいて回答する。ただし、ノウハウに関わる部分等公表することにより申請者の権利、競争上の地位その他正当の利益を害する恐れがあるものについては、当該質問者のみに回答を通知する。

なお、電話や来訪による口頭での質問や受付期間を過ぎた質問は受け付けない。

- (1) 受付期間 令和4年1月6日(木)から令和4年1月12日(水)午後5時まで
- (2) 提出様式 質疑書【様式4】
- (3) 提出場所 〒795-8501 愛媛県大洲市西大洲甲 570 番地
市立大洲病院 管理部 事務課 庶務係
- (4) 提出方法 質疑書の郵送、持参、電子メール又はFAXによる提出
(電子メールの場合は、件名に「プロポーザル質問、送信年月日、会社名」を入力し、添付の1ファイルにまとめて送信すること。)
- (5) FAX 番号 (0893) 24-0036
- (6) E-mail oozubyouin@city.ozu.ehime.jp
- (7) 回答日 令和4年1月18日(火) 予定
- (8) HPアドレス <http://www.ozuch.jp/>

6. プロポーザルの審査

- (1) 審査方法 「市立大洲病院院内保育所運営委託業務プロポーザル評価審査委員会(以下、「審査委員会」という。)」による書類審査および企画提案書に基づくプレゼンテーション・ヒアリングの審査とする。
- (2) 審査日 別途通知(2月上旬予定)
- (3) 会場等 会場、日時その他の詳細は、有効な申請をした申請者に対して別途通知する。
- (4) その他 応募者が多数の場合は、複数の審査日を設けることがある。

7. 審査基準

下記に掲げる項目を基本として審査を実施する。

- ①事業者概要について
- ②保育理念・運営方針について
- ③保育計画・保育内容について
- ④食育に関する考え方について
- ⑤一時預かり保育への対応や夜間保育への対応について
- ⑥子どもの安全管理に対する考え方及び取り組みについて
- ⑦子どもの健康・衛生管理に対する考え方及び取り組みについて
- ⑧職員の配置・構成に対する考え方について
- ⑨職員の資質向上に対する考え方及び取り組みについて
- ⑩保護者等からの要望や苦情への対応について
- ⑪個人情報保護への対応について
- ⑫運営経費見積書について
- ⑬その他

8. 審査委員会の構成

委員会の委員は6名程度を予定している。

9. 委託先候補者の選定及び審査結果の通知

審査委員会が審査基準に基づき、書類審査及びプレゼンテーション審査の結果を総合的に評価して、委託先候補者の選定を行う。

審査結果は、審査後速やかにプレゼンテーション審査を受けた全ての申請者に文書にて通知する。

10. 契約の締結

事業管理者は、委託先候補者と事業の実施などに関する細目事項について協議のうえ、合意に達した場合、契約を締結する。

11. その他

(1) 委託業務の継続が困難になった場合の措置

ア 受託者の責めに帰すべき事由による場合

受託者の責めに帰すべき事由により委託業務の継続が困難になった場合は、事業管理者は契約を解除することができる。この場合、契約に定める義務を履行しないために損害を与えたときは、受託者は直ちにその損害を賠償しなければならない。

イ その他の事由による場合

災害その他の不可抗力等、受託者の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、委託業務継続の可否等について協議するものとする。

(2) その他疑義が生じた場合の措置

契約書の解釈に疑義が生じた場合又は契約書に定めのない事項が生じた場合には、事業管理者と受託者は誠意をもって協議するものとする。

12. 問い合わせ先

市立大洲病院 管理部 事務課 庶務係（担当：山本）

TEL：(0893) 24-2151

FAX：(0893) 24-0036

E-mail oozubyouin@city.ozu.ohime.jp